

# 平成24年4月1日施行

## 目 次

第1章 総 則	(第1条～第6条)
第2章 代議員及び代議員会	
第1節 代 議 員	(第7条～第15条)
第2節 代 議 員 会	(第16条～第25条)
第3章 役 員 及 び 職 員	(第26条～第35条)
第4章 加 入 員	(第36条～第40条)
第5章 標 準 給 与	(第41条～第42条)
第6章 給 付	
第1節 通 則	(第43条～第47条)
第2節 退 職 年 金	(第48条～第56条)
第3節 退 職 一 時 金	(第57条～第58条)
第4節 遺 族 一 時 金	(第59条～第61条)
第6章の2 年 金 通 算	
第1節 中途脱退者の選択	(第61条の2～第61条の4)
第2節 他制度等への移換	(第61条の5～第61条の10)
第3節 他制度等からの移換	(第61条の11)
第4節 加入員への説明	(第61条の12)
第7章 福 祉 施 設	(第62条)
第8章 費 用 の 負 担	(第63条～第72条)
第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並び に業務の委託	(第73条～第74条)
第10章 財 務 及 び 会 計	(第75条～第84条)
第11章 解 散 及 び 清 算	(第85条～第88条)
第12章 雑 則	(第89条～第93条)
附 則	

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、退職又は死亡について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この基金は、大阪薬業厚生年金基金という。

(事 務 所)

第 3 条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

主たる事務所 大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 5 号

従たる事務所 兵庫県神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1 番 7 号

従たる事務所 京都府京都市中京区壬生賀陽御所町 3 丁目 1 番地

(設立事業所の範囲)

第 4 条 この基金を設立する適用事業所の範囲は、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県に所在する次に掲げる適用事業所とする。ただし、この基金が設立されている適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主が、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県以外の地域に所在する適用事業所を有している場合は、当該事業所を従たる設立事業所とすることができる。

- (1) 医薬品（医薬部外品を含む）、化学薬品、医療機器、介護機器・用品（介護保険法第 8 条第12項、同条第13項、第 8 条の 2 第12項、同条第13項の規定に基づき厚生労働大臣が定める福祉用具）、衛生材料の製造、卸販売、小売業及び研究を主たる業とする事業所
- (2) 前号の規定のほか、当基金の設立事業所と連結財務諸表の基準に該当

する事業所（関連会社等）

- (3) 前号に掲げる事業所又はこれらの事業主を主たる構成員とする法人又は団体の事業所、大阪薬業健康保険組合及び大阪薬業厚生年金基金

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、当該事業所を設立事業所とすることができる。

- (1) 大阪薬業健康保険組合の適用事業所となっている事業所
- (2) 設立事業所であった事業所が、前項に規定する地域以外の地域に移転した場合又は前項に規定する業種に該当しなくなった場合
- (3) 前項に規定する業種を主たる業種とする事業所で、前項に規定する地域以外の地域に所在する事業所

（設立事業所の名称及び所在地）

第5条 設立事業所の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。

（公告の方法）

第6条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「令」という。）第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

## 第 2 章 代 議 員 及 び 代 議 員 会

### 第 1 節 代 議 員

(定 数)

第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、46人とし、その半数は、加入員において互選し、他の半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主及び設立事業所に使用される者のうちから選定する。

(任 期)

第8条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙の方法)

第9条 加入員の互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行う。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の定数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(総 選 挙)

第10条 代議員の任期満了による選挙は、代議員の任期が終る日の前10日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。

(補欠選挙)

第11条 互選代議員に欠員を生じたときはすみやかに補欠選挙を行う。

(選挙の公示)

第12条 理事会は、総選挙又は補欠選挙の期日を定め、理事長は、少なくとも選挙の期日前10日までにこれを公示しなければならない。

(当 選 人)

第13条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次当選人とする。ただし、代議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項ただし書きの規定により投票を行わない場合においては、その代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第15条 事業主が選定する代議員（以下「選定代議員」という。）は、互選代議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかにその欠員を選定しなければならない。

3 事業主は、代議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに選定された代議員の氏名及び所属する事業所の名称を公示しなければならない。

## 第 2 節 代 議 員 会

(通常代議員会)

第16条 通常代議員会は、毎年2月・9月中に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第17条 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集するものとする。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

(代議員会の招集手続)

第18条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日前5日までに、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、この基金の事務所の掲示板にこれらの事項を掲示しなければならない。

(定 足 数)

第19条 代議員会は、代議員の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、除斥のため定数の半数に達しないときは、この限りでない。

(代議員の代理)

第20条 代議員は、代議員会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった代議員会に付議する議案について、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、他の代議員でなければ、代理人となることができない。

2 前項の規定による代理人は1人で5人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人となった代議員は、その代理権を証するに足る書面を代議員会に提

出しなければならない。

(代議員会の傍聴)

第21条 加入員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りではない。

(代議員の議事)

第22条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（令第2条各号に掲げる事項にかかわるものを除く。）の議事は、代議員定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会では、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員会の議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(代議員会の会議規則)

第24条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会 議 録)

第25条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第20条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 この基金は、会議録をこの基金の主たる事務所に備えつけて置かなければならない。

4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。



### 第 3 章 役 員 及 び 職 員

(役 員)

第26条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第27条 理事の定数は、22人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を専務理事、2人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第28条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員解任)

第28条の2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に

対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあつては、第34条の3の規定に違反したとき。

(役員選挙)

第29条 理事、監事及び理事長は、単記無記名投票により選挙する。ただし、それぞれ選挙すべき役員の定数をこえない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人について1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次当選人とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長は、理事会を招集しようとするときは理事に対しその開会の日前5日までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。

ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 専務理事、常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(5) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの  
(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(理事会の会議録)

第33条の2 理事会の会議録については、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員職務)

第34条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を専務理事及び常務理事に委任することができる。

3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要あると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により

理事長が代表権を有しない事項について、共同してこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第34条の2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する業務について法令、法令に基づいてする厚生労働大臣、地方厚生局長及び地方厚生支局長の処分、規約並びに代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第34条の3 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

第35条 この基金に必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第 4 章 加 入 員

(加 入 員)

第36条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかつた被保険者を除く。）とする。

(資格取得の時期)

第37条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなつたとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第38条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があつた日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があつた日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなつたとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなつたとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。
- (6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(加入員の資格得喪に関する特例)

第39条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第40条 加入員期間を計算する場合は、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、前後の加入員期間を合算する。ただし、第61条の5第1項の規定に基づき基本退職年金の支給に関する義務を、企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転した者については、この限りでない。

## 第 5 章 標 準 給 与

(給与の範囲)

第41条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第129号第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

(1) 報酬標準給与 法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲

(2) 賞与標準給与 法第3条第1項第4号に規定する賞与の範囲

(標準給与の基準、給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

第42条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額及び法第24条の3に規定する標準賞与額の例によって定める。

2 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第21条から第25条までの規定の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第49条第2項第1号に規定する平均標準給与額、第49条第2項第2号に規定する減額相当額及び第49条第2項第4号に規定する平均報酬標準給与月額の各々の算定の基礎となる標準給与の算定の方法については、法第21条から第26条までの規定の例による。

## 第 6 章 給 付

### 第 1 節 通 則

(給付の種類)

第43条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 退職一時金
- (3) 遺族一時金

(裁 定)

第44条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて基金が裁定する。

(再加入者への給付)

第45条 退職年金のうち加算退職年金額に相当する部分、退職一時金及び遺族一時金の額の算定において、再加入前の加入員期間により退職一時金の給付を受けている場合又は第61条の8から第61条の10までの規定に基づき退職一時金相当額の移換若しくは交付を行った場合は、再加入者の前後の加入員期間は、第40条第2項の規定にかかわらず、これを合算しないものとし、再加入後の加入員期間により受給資格の確認及び額の算定を行うものとする。

2 第40条第2項ただし書きの規定に該当した者（前項に該当した者を除く。）に係る退職年金のうち加算退職年金額に相当する部分、退職一時金及び遺族一時金の受給資格の確認及び額の算定に当たっては、再加入前の加入員期間を合算するものとする。

(端数処理)

第46条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これ



を1円に切り上げるものとする。ただし、第49条第2項第2号に規定する減額相当額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(未支給の給付)

第47条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき未支給の給付があるときの取扱いについては、法第136条において準用する法第37条の規定による。

(生存に関する届書の提出)

第47条の2 退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに提出しなければならない。ただし、基金の年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

## 第2節 退職年金

(支給要件)

第48条 退職年金は、加入員又は加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合にその者に支給する。

- (1) 加入員期間10年以上である者が脱退（死亡による脱退を除く。以下同じ。）により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして60歳に達したとき。
- (2) 加入員期間10年以上である加入員が60歳に達したとき。
- (3) 加入員期間10年未満である加入員が65歳に達したとき。（別表11の左欄に掲げる者については、同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。）
- (4) 加入員期間10年以上である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (5) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (6) 加入員期間10年未満である者が、脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして65歳に達したとき。（別表11の左欄に掲げ

る者については、同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。)

- (7) 加入員又は加入員であった者が法附則第8条若しくは法附則第8条の2の規定により読み替えられた法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (8) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等若しくは法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以降の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (9) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。
- (10) 65歳以上で新たに加入員の資格を取得した者が、加入員期間10年未満で脱退により加入員の資格を喪失したとき。
- (11) 65歳以上で新たに加入員の資格を取得した者が、加入員期間が2年を経過したとき。

(年 金 額)

第49条 退職年金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 加入員期間が10年以上の者  
基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額

(2) 前号以外の者

基本退職年金額

2 前項の基本退職年金額及び加算退職年金額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 基本退職年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の総額を加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の1,000分の5.558（別表9の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額とする。
- (2) 法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合（法第78条の20第1項に該当する場合を含む。）であって、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者又は法第78条の14に定める特定被保険者（同条第1項（法第78条の20第1項に規定する場合を含む。）の規定により標準報酬が改定された者をいう。）（以下併せて「第1号改定者等」という。）に該当した場合の基本退職年金額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）又は法第78条の14第1項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）のうちこの基金の加入員であった期間（当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求又は法第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下併せて「改定請求」という。）のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本退職年金額の計算の基礎となった加入員期間に限る。）について、次の各号に定める額の合計額（法第78条の14の規定による標準報酬の改定及び決定を請求した場合（法第78条の20第1項に該

当する場合を除く。)は第3号及び第4号の合計額とする。)を当該対象となる加入員期間の月数で除した額に1,000分の5.481(別表12の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額(以下「減額相当額」という。)を控除した額とする。

ア 当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額(法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。)に改定割合(法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。)を乗じた額

イ 当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額(法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。)に改定割合を乗じた額

ウ 当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に2分の1を乗じた額

エ 当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に2分の1を乗じた額

(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者に支給する基本退職年金額は、第1号又は第2号の規定にかかわらず、第1号又は第2号の規定により計算した額から次号の規定により計算した額を減額する。

(4) 前号に定める減額は、第1号又は第2号の規定により計算した額に減額率(1,000分の5に当該受給権を取得した月から65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率)を乗じて

得た額とする。

- (5) 法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者（当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。）の基本退職年金額は、第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

ア 第1号又は第2号に定める基本退職年金額に相当する額

イ 第1号又は第2号に定める基本退職年金額に相当する額（老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下「受給権取得月」という。）の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率（1,000分の7に受給権取得月（受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日（以下「申出日」という。）の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額（以下「繰下げ加算額」という。）

- (6) 加算退職年金額は、加入員であった全期間の平均報酬標準給与月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）に、次表に掲げる率を乗じて得た額に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額とする。

加入員期間	率
10年以上15年未満	1,000分の1.0
15年以上	1,000分の1.5

3 退職年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

(年金額の改定)

第50条 加入員である退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第3項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を退職年金の額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第8号に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (5) 65歳に達したとき。
- (6) 加入員の資格を取得した後2年未満で退職年金の受給権を取得した者(65歳未満を除く。)が、加入員期間が2年を経過したとき。
- (7) 60歳以上である者が、加入員期間(第45条の規定に該当する者については、再加入後の加入員期間)が10年を経過したとき。
- (8) 60歳以上である者が、加入員期間(第45条の規定に該当する者については、再加入後の加入員期間)が15年を経過したとき。

2 退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が、65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属

する月の翌月から次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の退職年金額

(2) 第49条第2項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第50条の2 この基金は、受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合（法第78条の20第1項に該当する場合を含む。）であつて、当該受給権者が第1号改定者等に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本退職年金額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。）を基本退職年金額の計算の基礎とするものとし、改定請求のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。

2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者等の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。

（支給期間及び支払期月）

第51条 年金の支給は、年金を支給すべき事由の生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は支給しない。ただし、第53条第

2項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合には、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は支給しない。

3 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月に、それぞれの前月分までを支払う。

ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	27万円以上	15万円以上 27万円未満	6万円以上 15万円未満	6万円未満
支払期月	2月、4月 6月、8月 10月、12月	2月、6月 10月	6月、12月	8月

(退職年金受給権の失権)

第52条 退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(支給停止)

第53条 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 65歳に達したとき。

(別表11の左欄に掲げる者については、同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。)

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

2 加入員である退職年金の受給権者のうち前項第2号又は第3号に定める受



給権を有する者については、その者が65歳に達するまでの間は次の各号に掲げる場合に応じ、基本退職年金額及び加算退職年金額に相当する額について、その支給を停止する。

(1) 基本退職年金額に相当する額のうち、それぞれ法附則第13条第4項の各号（第3号及び第4号を除く。）又は法附則第13条の7第5項第1号に掲げる場合に応じ、基本退職年金額にアに定める額をイに定める額で除した率を乗じて得た額を超える額

ア 当該各号に定める額

イ 加入員であった期間に係る法第132条第2項（法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた場合を含む。）に規定する額

(2) 加算退職年金額に相当する額の全額

3 前項の規定により、計算される額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第53条の2 この基金は、退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による老齢厚生年金の支給停止の申出をした場合であって、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、退職年金の額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、同条の規定により停止されていない部分の額の支給を停止する。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第53条の3 退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の裁定請求をしないときは、第53条の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日の属する月までの間、基本退職年金額について、その支給を停止する。

2 退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚

生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。

- 3 退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。
- 4 第1項の規定に基づき基本退職年金額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行わない場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。
- 5 第2項に規定する老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに同項の申出を行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について基本退職年金額の支給を停止するものとする。当該期間において、基本退職年金額について過誤払が行われた場合においては、当該者は当該過誤払された基本退職年金額についてこの基金に対し返還を行うものとする。

(支払義務の移転)

第54条 削除

(退職年金の支給義務の承継)

第55条 削除

(退職年金現価相当額の交付等)

第56条 削除

### 第3節 退職一時金

(退職一時金の受給権者)

第57条 退職一時金は、加入員期間3年以上10年未満の加入員が脱退により加

入員の資格を喪失したとき、その者に支給する。

(退職一時金の額)

第58条 退職一時金の額は、加入員期間に応じて別表2に定める額とする。

#### 第4節 遺族一時金

(遺族一時金の受給権者)

第59条 遺族一時金は、加入員期間3年以上の加入員が死亡したとき又は第49条第1項第1号に定める加入員期間を有する退職年金の受給権者（以下「加算退職年金受給権者」という。）が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金のうち加算退職年金額に相当する部分の支払を20年以上受けた者が死亡したときは、この限りでない。

(遺族)

第60条 遺族一時金を受けることができる遺族の範囲は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子（その者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者の他、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族とする。この場合において、遺族一時金を受けべき遺族は、この順位によるものとし、同順位者が2人以上あるときは1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対する支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族一時金の額)

第61条 遺族一時金の額は、第1号から第4号までに定める額とする。

(1) 加入員期間10年未満の加入員が死亡したとき。

加入員期間に応じ別表2に定める額

(2) 加入員期間10年以上の加入員が死亡したとき。

加入員であった全期間の平均報酬標準給与の月額に次表に定める率を

乗じ、さらに加入員期間の月数を乗じて得た額に相当する額に、その者の死亡した日の年齢に応じて別表3に定める率を乗じて得た額

加入員期間	率
10年以上15年未満	1,000分の1.0
15年以上	1,000分の1.5

- (3) 加算退職年金受給権者が、退職年金の支給を受ける前に死亡したとき。  
その者の加算退職年金額に相当する額に、その者の死亡した日の年齢に応じて別表3に定める率を乗じて得た額

- (4) 加算退職年金受給権者が、受給中に死亡したとき。

加入員であった全期間の平均報酬標準給与の月額に次表に定める率を乗じて得た額に加入員期間の月数を乗じ、その得た額にその者が当該給付の支払を既に受けていた期間に応じて別表4に定める率を乗じて得た額

加入員期間	率
10年以上15年未満	1,000分の1.0
15年以上	1,000分の1.5

## 第 6 章 の 2 年 金 通 算

### 第 1 節 中途脱退者の選択

(中途脱退者及び連合会移換者)

第61条の2 中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。）であって、加入員期間が20年未満の者をいう。

2 連合会移換者とは、中途脱退者のうち次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

(1) 加入員期間が10年以上である者

(2) 60歳以上の者

(3) 別に定めるところによりこの基金の設立事業所以外の事業所に出向したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であって、再びこの基金の加入員となることが明らかである者

(基本部分の選択)

第61条の3 この基金は、連合会移換者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務を連合会に移転する。ただし、加入員期間が第57条に規定する加入員期間に満たない者は第1号を選択したものとみなす。

(1) 速やかに退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務を連合会に移転すること。

(2) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務を連合会に移転すること。

2 連合会移換者でない中途脱退者の退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務は連合会に移転しない。

- 3 第1項第2号の選択をした者は、その選択にかかわらず加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務の連合会への移転を申し出ることができる。
- 4 第61条の4第2項の規定に基づき、申出をした連合会移換者は、前項の申出をしたものとみなす。
- 5 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項に規定する選択をしなかった連合会移換者は、同項第2号を選択したものとみなす。
- 6 退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務の連合会への移転については第61条の5の規定に基づき行うものとする。
- 7 第61条の5第2項の規定に基づく連合会への現価相当額の交付前に、当該連合会移換者が再びこの基金の加入員となった場合には、当該連合会移換者の退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務は移転しない。

(退職一時金の選択)

第61条の4 この基金は、中途脱退者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の退職一時金の支給又は退職一時金相当額の交付を行う。

- (1) 速やかに退職一時金を受給すること。
  - (2) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに退職一時金を受給すること。
  - (3) 速やかに退職一時金相当額を連合会へ交付すること（ただし、前条第1項第1号の選択をした連合会移換者の場合に限る。）。
  - (4) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに退職一時金相当額を連合会へ交付すること（ただし、前条第1項第2号の選択をした連合会移換者の場合に限る。）。
- 2 前項第2号又は第4号を選択した中途脱退者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、速やかに退職一時金を受給す

ること、又は、確定給付企業年金（当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から退職一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められている場合に限る。）若しくは確定拠出年金への退職一時金相当額の移換を申し出ることができる。

3 第1項第4号を選択した連合会移換者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、連合会への退職一時金相当額の交付を申し出ることができる。ただし、この申出は前条第3項の申出と同時に行わなければならない。

4 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項の選択をしなかった連合会移換者は同項第2号の選択をしたものとみなす。

5 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項の選択をしなかった連合会移換者以外の中途脱退者は同項第2号の選択をしたものとみなす。

6 第1項第3号及び第4号並びに第2項及び第3項の退職一時金相当額の交付又は移換については第61条の8から第61条の10までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

7 中途脱退者が、退職一時金の支給前に、又は、退職一時金相当額の連合会への交付若しくは確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換前に、再びこの基金の加入員となった場合には、当該退職一時金の支給、又は、当該退職一時金相当額の連合会への交付若しくは確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換は行わない。ただし、当該中途脱退者が退職一時金の支給、又は、当該退職一時金相当額の確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換を基金へ申し出たときは、この限りでない。

8 前項の申出は、当該中途脱退者が再びこの基金の加入員となった日から速やかに行わなければならない。

9 この基金は、第1項第3号若しくは第4号を選択、又は第2項若しくは第3項の申出に基づき退職一時金相当額の交付又は移換をしたときは、当該中途脱退者

への退職一時金の支給の義務を免れる。

## 第 2 節 他制度等への移換

(基本退職年金額に相当する部分の支給義務の連合会への移転)

第61条の5 この基金は、第61条の3に定める連合会移換者の選択に基づき、当該連合会移換者の加入員であった期間に係る退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務を、連合会に移転する。

2 前項の規定により退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該連合会移換者の当該基本退職年金額に相当する部分の現価相当額を連合会に交付する。

3 前項に規定する現価相当額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。

4 第2項の規定により当該基本退職年金額に相当する部分の現価相当額を連合会に交付した場合には、当該連合会移換者のこの基金の加入員であった期間は、加入員でなかったものとみなす。

(連合会移換者の基本退職年金額に相当する部分)

第61条の6 前条第1項の規定に基づき移転された連合会移換者の退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。

(連合会移換者に係る基本退職年金額に相当する部分に関する支払期月の特例)

第61条の7 第61条の5第1項の規定に基づき移転された連合会移換者の退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分に関する支払期月は、第51条第3項の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。

(連合会への退職一時金相当額の交付)

第61条の8 この基金の連合会移換者は、この基金に退職一時金相当額の連合会への交付を申し出ることができる。ただし、この申出は基本退職年金額に相当する



部分の支給に関する義務の連合会への移転の申出と同時にしなければならない。

2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る退職一時金相当額を交付するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の連合会移換者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

(確定給付企業年金への退職一時金相当額の移換)

第61条の9 この基金の中途脱退者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から退職一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への退職一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る退職一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

(確定拠出年金への退職一時金相当額の移換)

第61条の10 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関（同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。）又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への退職一時金相当額の

移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る退職一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

### 第3節 他制度等からの移換

(連合会からの老齢年金給付の支給に関する義務の承継)

第61条の11 この基金は、法第165条第1項に規定する中途脱退者等（連合会が支給する老齢年金給付（法第165条第1項に規定する老齢年金給付をいう。以下この条において同じ。）の受給権を有する者を除く。）が、この基金の加入員の資格を取得した場合であって、連合会にこの基金へ老齢年金給付（この基金の加入員であった期間に係る老齢年金給付に限る。）の支給に関する義務の移転を申し出たときは、連合会から当該申出に係る退職年金のうち基本退職年金額に相当する部分の支給に関する義務を承継する。

- 2 前項の申出は、加入員の資格を取得した日から3ヶ月以内に行わなければならない。
- 3 この基金は、第1項の申出があったときは、連合会からその者の老齢年金給付の支給に関する義務を承継する。この場合、当該老齢年金給付の基礎となる加入員期間は、この基金の加入員期間に合算する。
- 4 この基金は、前項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、連合会から法第165条第4項に規定する年金給付等積立金の移換を受けるものとする。
- 5 前項に規定する年金給付等積立金の額については、基金令第52条の定めるところ

ろにより計算するものとする。

#### 第 4 節 加入員への説明

(加入員への説明)

第61条の12 この基金は、加入員がその資格を取得したとき又はその資格を喪失したときは、第61条の2から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該加入員に対して説明しなければならない。

## 第 7 章 福 祉 施 設

(福祉施設)

第62条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため必要な施設をすることができる。

## 第 8 章 費 用 の 負 担

### (基本標準掛金)

第63条 この基金は、退職年金のうち基本退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、基本標準掛金を徴収する。

2 前項の基本標準掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の39を乗じて得た額とする。

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本標準掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ同項の掛金率を乗じて得た額の合計額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

### (加算標準掛金)

第64条 この基金は、退職年金のうち加算退職年金額に相当する部分、遺族一時金並びに退職一時金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、加算標準掛金を徴収する。

2 前項の加算標準掛金は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の7を乗じて得た額とする。

### (標準掛金の負担割合)

第65条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ標準掛金を負担する。

区分	加入員	事業主
基本標準掛金	39分の19	39分の20
加算標準掛金		7分の7

(育児休業期間中の加入員の特例)

第65条の2 法第23条の2第1項に規定する育児休業等(以下「育児休業等」という。)をしている加入員(法第129条第2項に規定する加入員を除く。)を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による掛金のうち、免除保険料額(当該加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ法第81条の3第1項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を免除する。

2 育児休業等をしている加入員であって法第129条第2項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による掛金のうち、免除保険料額に法第138条第4項に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第65条の3 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が基金令第39条の4第2項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として基金規則第47条の2で定めるところにより算定した額を、第63条及び第64条に定める掛金並びに第66条に定める徴収金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除するものとする。

(徴収金)

第66条 この基金は、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員にかかわる給付の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき法第140条の規定により徴収金を徴収するものとする。

ただし、同条第8項の規定により免除される額については、この限りでない。

(事務費掛金)

第67条 この基金は、第63条、第64条、第66条及び附則第9条、第10条に規定する掛金及び徴収金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の2を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する事務費掛金は、事業主がその全額を負担する。

(掛金等の納付義務及び掛金の源泉徴収)

第68条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金（加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金）を報酬から控除することができる。

3 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき掛金のうち賞与標準給与の額に係る掛金を賞与から控除することができる。

4 事業主は、前2項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(掛金等の源泉控除)

第69条 削除

(掛金等の督促及び滞納処分)

第70条 掛金及び徴収金を滞納する者があるときは、この基金は法第141条に

において準用する法第86条の規定により、督促及び処分をするものとする。

(延滞金)

第71条 前条の規程により督促したときは、この基金は法第141条において準用する法第87条第1項から第5項までの規定により延滞金を徴収するものとする。

(政府負担金)

第72条 この基金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

(給付現価負担金の受入)

第72条の2 この基金は、法附則第30条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。

(第1号改定者等に係る徴収金の政府への納付)

第72条の3 この基金は、政府から法第85条の3の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。



## 第 9 章 年金給付等積立金の管理及び運用

### に関する契約並びに業務の委託

(年金給付等積立金の積立て)

第73条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第73条の2 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、金融商品取引業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第1項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、法第160条第3項、法第160条の2第2項及び確定給付企業年金法第115条の3第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は退職一時金相当額の移換又は交付を行うとき。

ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者等の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

エ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けられることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けられることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、法第160条第3項、法第160条の2第2項及び確定給付企業年金法第115条の3第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は退職一時金の移換又は交付を行うとき。

ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者等の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けられる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理の規程)

第73条の3 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称

- (2) 信託金又は保険料の払込割合
  - (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
  - (4) 資産の額の変更
- 2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程で定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第73条の4 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき締結した契約に係る総資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めるよう努めるものとする。

(業務の委託)

第74条 この基金は、三菱UFJ信託銀行株式会社に、年金経理に関する事務を委託する。

- 2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する

る事務を委託することができる。

- 3 この基金は、前2項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。
- 4 この基金は、前3項に規程する事務のほか、記録突合に関する事務を三菱UFJ信託銀行株式会社へ委託する。

## 第10章 財務及び会計

### (財務)

第75条 この基金の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

### (事業年度)

第76条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

### (予算)

第77条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に厚生労働大臣に届け出るものとする。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

### (決算)

第78条 この基金は、毎事業年度の決算を当該事業年度終了後5カ月以内に完結するものとする。

2 この基金は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書を作成し、監事の意見をつけて前項の決算完結後1カ月以内に代議員会に提出し、その議決を受けるものとする。

3 この基金は、前項の書類を当該事業年度終了後6カ月以内に厚生労働大臣に提出するものとする。

4 この基金は、第2項の書類を厚生労働大臣に提出したときは、その書類をこの基金の事務所に備えつけ、加入員及び加入員であった者の閲覧に供するものとする。

### (剰余金又は不足金の処分等)

第79条 年金経理において、剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積立て、又は不足金を生じたときは、別途積立金を取りくずしてこれに充て、なお、不足金があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 業務経理において、決算上の剰余金又は不足金を生じたときは、翌事業年

度にこれを繰り越すものとする。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第80条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第81条 この基金の業務上の余裕金は、次に定めるところにより運用するものとする。

- (1) 銀行預金
- (2) 信託会社への金銭信託

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第82条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(掛金の額の再計算)

第83条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、令第33条に定める基準に従つて掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第78条の規定による決算の結果、基金規則第48条に定める不足金が、厚生労働大臣の定める基準を上回ることが明らかとなった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(財務及び会計規程)

第84条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める財務及び会計規程を設けるものとする。

## 第11章 解散及び清算

(解 散)

第85条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清 算)

第86条 この基金が解散したときの清算は、法第147条から法第147条の5までの規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第86条の2 この基金が解散したときは、令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第161条第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第86条の3 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

(1) 基準日において年金受給者又は受給待期脱退者である者  
規約に基づいて支給されることとなる年金給付

(2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、以下に定める按分率を乗じた給付とする。

按分率 =  $A/B$

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

イ 加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、次の各号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 基準日の翌日に加入員資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数に加入員期間10年以上15年未満は1.0/1,000、加入員期間15年以上は1.5/1,000を乗じた係数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数に加入員期間10年以上15年未満は1.0/1,000、加入員期間15年以上は1.5/1,000を乗じた係数

(イ) (ア)以外の者

$$\text{按分率} = C / D$$

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表2の金額

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表2の金額

3 前項の標準的な退職年齢は62歳とする。



4 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(解散前不足見込額の徴収)

第86の4 この基金は、法第145条第2項の規定により解散の認可を受けようとする場合に年金経理に属する資産額が最低積立基準額に満たないと見込まれる時は、代議員会の議決を経た上で、その不足とすると見込まれる額（以下「解散前不足見込額」という。）を、解散前不足見込額を算定した基準日（以下「算定基準日」という。）現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

2 前項に定める特別掛金の額は、解散前不足見込額を算出基準日現在の設立事業所の最低積立基準額の額に応じて按分した額とする。

(解散時不足額の徴収)

第86条の5 この基金が解散した場合において、その解散した日（以下「解散日」という。）における年金経理に属する資産額が解散日を基準日として計算された最低積立基準額に満たないときは、その不足する額（以下「解散時不足額」という。）を解散日現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

2 前項に定める特別掛金の額は、解散時不足額を解散日現在の設立事業所の最低積立基準額に応じて按分した額とする。

(残余財産の分配)

第86条の6 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第86条の3第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低

積立基準額相当額」という。)に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 残余財産の額が最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合

残余財産の額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

- (2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

- (3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合残余財産の額に、次の(ア)

に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(7) 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。

4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通 知)

第87条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(相続人に対する支払の効果)

第88条 加入員であった者の相続人の1人に対して分配金の支払を行ったときは、この基金は、他の相続人に対する支払の責を免れるものとする。

## 第12章 雑 則

(還元融資)

### 第89条 削除

(連合会への加入)

第90条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第90条の2 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(給付制限)

第91条 加入員又は加入員であった者が次の各号のいずれかに該当したことにより設立事業所に使用されなくなった場合又は加入員であった者が設立事業所に使用されなくなった後に次の各号のいずれかに該当していたことが明らかになった場合には、退職年金のうち加算退職年金額に相当する部分若しくは退職一時金の全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 窃盗、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、設立事業所の事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は設立事業所の規律を著しく乱したこと。
- (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により設立事業所の規律を乱した事又は設立事業所の事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

2 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも同様とする。

第91条の2 この基金は、掛金を徴収することができなかった期間のうち、厚生年金保険被保険者期間において法第75条を適用することとされた期間にあっては、当該期間について給付を行わないことができるものとする。

(不服申立て)

第92条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に不服のある者については、法第6章の定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは「第169条において準用する第90条第1項又は第91条」と読み替えるものとする。

(業務概況の周知)

第92条の2 この基金は、基金規則第56条の2に定めるところにより、この基金の業務の概況について周知させるものとする。なお、加入員以外の者であって基金が給付の支給の義務を負っている者についても、できる限り同様に業務の概況について周知が行なわれるよう努めなければならない。

2 この基金は、法第115条第4項の規定に定めるところにより、この基金の規約を変更したときは遅滞なく、基金の規約を設立事業所に使用される加入員に周知されるものとする。

(基金分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第92条の3 この基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあつては、この基金はその資産（法第136条の2に規定する年金給付等積立金をいい、確定給付企業年金への権利義務移転の場合は、最低責任準備金を控除するものとし、当該資産が負となる場合は、零とする。以下この条において同じ。）のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る資産の額を移換するものとする。

- (1) 基金分割
- (2) 他の厚生年金基金への権利義務移転（法第144条の2第1項に規定する政令で定める場合を除く。）
- (3) 確定給付企業年金への権利義務移転（確定給付企業年金法第110条の2第1項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等を行う者に係る資産の額は、次項に定める移換額算定基礎額に基づき、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 権利義務移転等の日の前日における資産の額が、権利義務移転等に係る財政計算の基準日（以下この条において「基準日」という。）におけるこの基金に係る移換額算定基礎額を上回る場合

権利義務移転等の日の前日における資産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 基準日における権利義務移転等を行う者に係る移換額算定基礎額

イ 基準日におけるこの基金に係る移換額算定基礎額

- (2) 権利義務移転等の日の前日における資産の額が、基準日におけるこの基金に係る移換額算定基礎額以下の場合

次のア及びイに掲げる者の区分に応じて、当該ア及びイに定める額を合算した額

ア 基準日における年金受給者及び受給待期脱退者（以下この号において「受給者等」という。）

基準日における権利義務移転等を行う受給者等に係る移換額算定基礎額。ただし、基準日におけるこの基金の受給者等に係る移換額算定基礎額が、権利義務移転等の日の前日における資産の額を上回る場合にあっては、当該資産の額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額とする。

(ア) 基準日における権利義務移転等を行う受給者等に係る移換額算

## 定基礎額

(イ) 基準日におけるこの基金の受給者等に係る移換額算定基礎額

イ 基準日における加入員（受給者等を除く。以下同じ。）

権利義務移転等の日の前日における資産の額から、基準日におけるこの基金の受給者等に係る移換額算定基礎額を控除した額（負の額となる場合は、零とする。）に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(ア) 基準日における権利義務移転等を行う加入員に係る移換額算定基礎額

(イ) 基準日におけるこの基金の加入員に係る移換額算定基礎額

3 前項における移換額算定基礎額は、権利義務移転等を行うときに、次の各号に定める額のうちいずれか小さい額とする。

(1) 数理債務と最低責任準備金（継続基準）（ただし、確定給付企業年金への権利義務移転の場合は零とする。）の合計額から、特別掛金収入現価を控除して得た額

(2) 最低積立基準額（確定給付企業年金への権利義務移転の場合は、基本年金額のうち法第132条第2項に規定する額に相当する部分の額を除く。）

（実施規則）

第93条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続その他その執行について必要な規則は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、昭和42年10月1日から施行する。

(事業年度に関する経過措置)

第 2 条 この基金の初年度における事業年度は第63条の規定にかかわらず、昭和42年10月1日から昭和44年3月31日までとする。

(再計算に関する経過措置)

第 3 条 この基金は設立後、最初の再計算を3年後に行うものとする。

(標準給与に関する経過措置)

第 4 条 この基金が設立した日において加入員の資格を取得した者の昭和42年10月から昭和43年9月までの標準給与については、厚生年金保険の同期における標準報酬と同額とする。

(標準給与の改定の方法の特例)

第 5 条 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成7年法律第16号。以下「特別法」という。)第53条第1項又は第2項の規定により厚生年金保険の標準報酬を改定された月に係る加入員の当該標準給与の改定の方法については、第42条の規定にかかわらず、特別法第53条の規定の例によるものとする。

(掛金の免除の特例)

第 6 条 特別法第54条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された事業主が、申出をしたときは、第63条の規定にかかわらず、特別法第54条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間(次条において「保険料免除期間」という。)に納付すべき掛金のうち、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令」(平成7年政令第42号。以下「特別措置政令」という。)第5条第2項各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める



額を免除する。

(徴収金の免除の特例)

第7条 特別法第54条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された設立事業所以外の適用事業所の事業主であってこの基金の加入員を使用するものが、この基金に申出をしたときは、第66条の規定にかかわらず、保険料免除期間に納付すべき徴収金のうち、特別措置政令第5条第3項各号に掲げる徴収金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除する。

(脱退事業所に係る特別掛金)

第8条 この基金は、この基金の設立事業所より任意脱退、営業譲渡又は会社合併の事由による脱退の申出があったとき（設立事業所でなくなった事業主の権利義務を継承する事業主が、引続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。）は、当該設立事業所（以下「脱退事業所」という。）の事業主から脱退事業所に係る特別掛金を徴収するものとし、設立事業所でなくなった日（以下「脱退日」という。）の属する月の前月末日までに納入の告知を行う。

2 前項に定める脱退事業所に係る特別掛金の額の算出にあたっては、次の各号に定める債務及び不足金に基づき計算するものとする。

(1) 特別掛金収入現価

脱退日の属する月の前々月末日における脱退事業所に係る加入員の報酬標準給与の月額総額に附則第9条第2項及び附則第10条第2項に定める特別掛金率をそれぞれ乗じて得た額の合計額に、脱退日の属する月（脱退日が月末の場合はその翌月）から平成43年3月までの期間に応じ附則別表第10条に定める率を乗じて得た額。

(2) 繰越不足金

脱退日の直前の決算時（脱退日の属する月が1月から9月までのときは前年3月末日、10月から12月までのときは同年3月末日とする、ただ

し、当該決算時から脱退日までの間に、当該決算時以降の日を計算基準日とする財政再計算又は変更計算により附則第9条又は附則第10条に定める特別掛金率を変更した場合にあっては、脱退日の直前の決算日を当該計算基準日に読み替えるものとする。以下本条において「直前の決算時」という。)における決算処理後の繰越不足金に、同日におけるこの基金の加入員に係る報酬標準給与の月額総額に対する脱退事業所の加入員に係る報酬標準給与の月額総額の割合（以下「拋出率」という。）を乗じて得た額。

(3) 資産評価調整加算額

脱退日の直前の決算時における資産評価調整加算額に、拋出率を乗じて得た額。

(4) 最低積立基準額に対する不足額

脱退日の直前の決算時における最低積立基準額から純資産額を控除した額に、直前の決算時から脱退日の属する月の前月（脱退日が月末の場合は脱退日の属する月）までの月数に対応する直前の決算時の最低積立基準額の算出に用いる利率による利息に相当する額を合算した額に、拋出率を乗じて得た額。

3 第1項に定める特別掛金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に定める額が前項第4号に定める額以上の場合

前項第1号に定める額に前項第2号及び前項第3号に掲げる額の合計額（当該合計額が負の値となる場合は零とする。）を加算した額。

(2) 前項第1号に定める額が前項第4号に定める額未満の場合

前項第4号に定める額

4 脱退事業所の事業主は、第1項の規程により納入の告知をされた特別掛金について、脱退日の属する月の翌月末日までに、この基金に納付しなけ

ればならない。

(分割脱退者に係る特別掛金)

第8条の2 この基金の設立事業所の事業主は、加入員の資格喪失をこの基金に届け出るときにおいて、当該資格喪失が会社分割又は一部営業譲渡（次条に定める一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる場合を含む。以下同じ。）によるものであるときは、会社分割又は一部営業譲渡（以下「分割脱退」という。）によるものであることを併せて申し出なければならない。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該設立事業所の事業主から、分割脱退により資格喪失する加入員（以下「分割脱退者」という。）に係る特別掛金を徴収するものとし、分割脱退による資格喪失日（以下「分割脱退日」という。）の属する月の翌月末日までに納入の告知を行う。ただし、資格喪失の届出時に分割脱退の申し出がなされなかった場合は、分割脱退日の属する月の翌月末日を超えて納入の告知を行うことがある。

3 前項に定める分割脱退者に係る特別掛金の額の算出にあたっては、次の各号に定める債務及び不足金に基づき計算するものとする。

(1) 特別掛金収入現価

分割脱退日の属する月の前月末日における分割脱退者の報酬標準給与の月額総額に附則第9条第2項及び附則第10条第2項に定める特別掛金率をそれぞれ乗じて得た額の合計額に、分割脱退日の属する月（分割脱退日が月末の場合はその翌月）から平成43年3月までの期間に応じ附則別表第10条に定める率を乗じて得た額。

(2) 繰越不足分

分割脱退日の直前の決算時（分割脱退日の属する月が1月から9月までのときは前年3月末日、10月から12月までのときは同年3月末日とする。ただし、当該決算時から分割脱退日までの間に、当該決算時以降の日を計算基準日とする財政再計算又は変更計算により附則第9条又は附

則第10条に定める特別掛金率を変更した場合にあっては、分割脱退日の直前の決算日を当該計算基準日に読み替えるものとする。以下本条において「直前の決算時」という。)における決算処理後の繰越不足金に、同日におけるこの基金の加入員に係る報酬標準給与の月額総額に対する分割脱退者に係る報酬標準給与の月額総額の割合（以下「分割拋出率」という。）を乗じて得た額。

(3) 資産評価調整加算額

分割脱退日の直前の決算時における資産評価調整加算額に、分割拋出率を乗じて得た額。

(4) 最低積立基準額に対する不足額

分割脱退日の直前の決算時における最低積立基準額から純資産額を控除した額に、直前の決算時から分割脱退日の属する月の前月（分割脱退日が月末の場合は分割脱退日の属する月）までの月数に対応する直前の決算時の最低積立基準額の算出に用いる利率による利息に相当する額を合算した額に、分割拋出率を乗じて得た額。

4 第2項に定める特別掛金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に定める額が前項第4号に定める額以上の場合

前項第1号に定める額に前項第2号及び前項第3号に掲げる額の合計額（当該合計額が負の値となる場合は零とする。）を加算するものとする。

(2) 前項第1号に定める額が前項第4号に定める額未満の場合

前項第4号に定める額

5 第1項の申出を行った事業主は、第2項の規程により納入の告知をされた特別掛金について、分割脱退日の属する月の翌々月末日までに、この基金に納入しなければならない。

(一部営業譲渡に準ずる事実)

第8条の2の2 この基金は、次の各号のいずれかに掲げる事実があり、かつ、この基金の設立事業所が、この基金の設立事業所以外の事業所に一部営業譲渡契約を締結せずに、転籍のために加入員の一部を脱退させた場合は、一部営業譲渡に準ずる事実があったとみなす。

- (1) 当該事業所の加入員の3割以上の資格喪失の届を受付けたとき。
- (2) 月末の当該事業所の加入員数が当該月の12ヶ月前の加入員数と比較して、3割以上の減少が認められたとき。

2 この基金は、前項に定める一部営業譲渡に準ずる事実があったことを確認するため、当該事業所の事業主に対し、加入員減少の理由の説明を求めることができる。加入員減少の理由の説明を求められた事業所の事業主は、この基金に対し、加入員減少の理由を説明しなければならない。

3 前項による事業所の事業主の説明の結果、一部営業譲渡に準ずる事実の有無の判定が困難な場合は、代議員会において決定するものとする。

(移転・脱退事業所に係る事務費特別掛金の一括納付)

第8条の3 この基金は、この基金の設立事業所が第92条の3に定める権利義務移転等を行う場合又は附則第8条に定める脱退若しくは附則第8条の2に定める分割脱退を申し出た場合には、当該設立事業所（以下「移転・脱退事業所」という。）の事業主から、権利義務移転等の日又は脱退日（以下「移転・脱退日」という。）において移転・脱退事業所を最終所属事業所とする年金受給者及び年金受給待期脱退者に係る年金支給等の事務の執行に要する費用に充てるため、事務費特別掛金を移転・脱退事業所の事業主から徴収するものとし、移転・脱退日の属する月の翌月末日までに納入の告知を行う。

2 移転・脱退事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた事務費特別掛金について、移転・脱退日の属する月の翌々月末日までに、この基金に納付しなければならない。

3 第1項の事務費特別掛金は、移転・脱退事業所の事業主が全額負担する。

4 第1項に定める事務費特別掛金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 年金受給者（権利義務移転等を行う場合にあっては、給付の支給に関する権利義務を移転する年金受給者を除く。）の数に30,000円を乗じて得た額

(2) 年金受給待期者（権利義務移転等を行う場合にあっては、給付の支給に関する権利義務を移転する受給待期脱退者を除く。）の数に44,000円を乗じて得た額

5 前項に定める事務費特別掛金の額は、財政再計算毎に、当該再計算基準日現在の数値を基に見直すこととし、見直し後の事務費特別掛金の額は、当該議決をした代議員会開催年度の翌年度の4月1日から適用する。

（基本特別掛金）

第9条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、第63条に規定する基本標準掛金のほか、加入員となった日の属する月から加入員でなくなった日の翌日の属する月の前月までの各月につき基本特別掛金を徴収する。

2 前項の基本特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の6を乗じて得た額とする。

3 基本特別掛金は、事業主が全額負担する。

（加算特別掛金）

第10条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、第64条に規定する加算標準掛金のほか、加入員となった日に属する月から加入員でなくなった日の翌日の属する月の前月までの各月につき加算特別掛金を徴収する。

2 前項の加算特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の16を乗じて得た額とする。

3 加算特別掛金は、事業主が全額負担する。

（編入事業所に係る特別掛金に関する経過措置）

第11条 前2条の規定にかかわらず、平成20年10月1日以降この基金の設立事

業所となった事業所（当該事業所が、この基金の設立事業所の事業及び権利義務を承継することにより、設立事業所となった場合を除く。）に係る基本特別掛金及び加算特別掛金（以下「特別掛金」という。）については、この基金の設立事業所となった日（以下「編入日」という。）の属する月から編入日以降最初に到来する財政再計算（財政再計算及び特別掛金に変更となる変更計算を含む。以下「財政再計算等」という。）の計算基準日の翌日が属する事業年度末月（財政再計算等の結果に基づき、特別掛金が当該事業年度末月以前に変更となる場合は変更日前月とする。）までは、特別掛金として0円を徴収する。

（選択一時金の支給）

第12条 選択一時金は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 第48条第1項第1号に規定する加入員期間を満たし加入員の資格を喪失した者、又は同条同項第2号に該当した者が、加算退職年金額に相当する部分の支給開始前に一時金の選択を申し出たとき。
- (2) 退職年金の受給権者が、加算退職年金額に相当する部分の支給開始後、20年を経過する前に一時金の選択を申し出たとき。

（選択一時金の額）

第13条 前条第1号に該当する場合の選択一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 初めて選択一時金の支給の申し出をしたとき。

第49条第2項第6号の規定の例により計算した額に、一時金の選択を申し出た日の年齢に応じて別表3に定める率を乗じて得た額に、その者の選択による次の各号に定める率（以下「選択割合」という。）のいずれかを乗じて得た額

ア 100分の100

イ 100分の 50

- (2) 既に選択一時金を受給した者が再び選択一時金の支給の申し出をしたとき。

第49条第2項第6号の規定の例により計算した額に100分の50を乗じて得た額（以下「残余年金額」という。）に、一時金の選択を申し出た日の年齢に応じ別表第3に定める率を乗じて得た額

- 2 前条第2号に該当する場合の選択一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に規定する選択一時金の申し出をしなかった者が選択一時金の支給の申し出をしたとき。

加算退職年金額に相当する額に、その者が当該給付の支払を既に受けていた期間に応じて別表4に定める率を乗じて得た額

- (2) 前条第1号の規定により、既に選択一時金を受給した者のうち残余年金額を有している者が再び選択一時金の支給の申し出をしたとき。

残余年金額にその者が当該給付の支払を既に受けていた期間に応じて別表4に定める率を乗じて得た額

(選択一時金支給に伴う給付の特例)

- 第14条 附則第12条に定める選択一時金を支給された者の退職年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第2号又は同条第2項各号の規定による選択一時金の支給を受けた者

基本年金額に相当する額

- (2) 前条第1項第1号の規定による選択一時金の支給を受けた者

基本年金額と残余年金額とを合算した額

- 2 第59条の規定にかかわらず、前項第1号に該当する者が、再び加入員の資格を取得することなくして死亡したときは、遺族一時金を支給しない。



- 3 第1項第2号に該当する者が再び加算適用加入員の資格を取得することなくして死亡したときに支給する遺族一時金の額は、第61条第2号から第4号の規定にかかわらず、同条同号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 附則第12条に定める選択一時金を支給された者が、再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、第40条の規定にかかわらず、その者に係る加算退職年金額又は遺族一時金若しくは退職一時金の額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額の計算の基礎となった再加入前の加入員期間は、加入員でなかったものとみなす。

別 表

別 表 1 設立事業所の名称及び所在地（省略）

別 表 2

加入員期間	一時金額
3年	9,900円
4	13,200
5	16,500
6	19,700
7	23,000
8	26,300
9	29,500
10	32,900

別 表 3

年 齢	率	年 齢	率
25 歳	1.9271	43 歳	5.0519
26	2.0331	44	5.3298
27	2.1449	45	5.6229
28	2.2629	46	5.9322
29	2.3874	47	6.2584
30	2.5187	48	6.6027
31	2.6572	49	6.9658
32	2.8034	50	7.3489
33	2.9575	51	7.7531
34	3.1202	52	8.1795
35	3.2918	53	8.6294
36	3.4729	54	9.1040
37	3.6639	55	9.6047
38	3.8654	56	10.1330
39	4.0780	57	10.6903
40	4.3023	58	11.2783
41	4.5389	59	11.8986
42	4.7885	60以上	12.2214

A年Bカ月の場合の額

= A年の額 + {(A + 1) 年の額

- A年の額} ×  $\frac{B}{12}$

年齢の端数月数は切り捨て

別表 4

支給済期間	率
0年	12.2214
1	11.8709
2	11.5012
3	11.1110
4	10.6995
5	10.2653
6	9.8072
7	9.3239
8	8.8140
9	8.2761
10	7.7086
11	7.1099
12	6.4783
13	5.8119
14	5.1089
15	4.3672
16	3.5847
17	2.7592
18	1.8882
19	0.9694
20	0

$$\begin{aligned}
 & \text{A年Bカ月の場合の率} \\
 & = \text{A年の率} - \{ \text{A年の率} - (\text{A} + 1) \\
 & \quad \text{年の率} \} \times \frac{\text{B}}{12}
 \end{aligned}$$

別表 5

加入員期間	一時金額
0年	0円
1	3,400
2	6,600
3	9,900

$$\begin{aligned}
 & \text{A年Bカ月の場合の額} \\
 & = \text{A年の額} + \{(\text{A} + 1) \text{年の額} \\
 & \quad - \text{A年の額}\} \times \frac{\text{B}}{12}
 \end{aligned}$$

別表 6 削 除

別表 7 削 除

別表 8 削 除

別表 9

昭和2年4月1日までに生まれた者	1000分の10.1
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.96
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.82
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.68
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.54
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.41
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.27
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.031
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.931
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.838
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.738
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.646
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.546
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.454
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.055
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.967
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.879
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.799
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.718
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.638

別表 10 [未経過期間に応じた乗率]

未経過期間(年)	乗 率	未経過期間(年)	乗 率
0	0. 0 0 0 0	1 1	9 9. 5 3 4 8
1	1 1. 6 5 8 4	1 2	1 0 6. 0 0 4 1
2	2 2. 7 0 8 9	1 3	1 1 2. 1 3 6 2
3	3 3. 1 8 3 4	1 4	1 1 7. 9 4 8 6
4	4 3. 1 1 1 9	1 5	1 2 3. 4 5 8 0
5	5 2. 5 2 2 7	1 6	1 2 8. 6 8 0 2
6	6 1. 4 4 2 9	1 7	1 3 3. 6 3 0 1
7	6 9. 8 9 8 1	1 8	1 3 8. 3 2 1 9
8	7 7. 9 1 2 5	1 9	1 4 2. 7 6 9 2
9	8 5. 5 0 9 1	2 0	1 4 6. 9 8 4 6
10	9 2. 7 0 9 6		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)  
 $= A\text{年の率} + \{(A+1)\text{年の率} - A\text{年の率}\} \times B / 12$

別表 11 [生年月日別特例支給開始年齢]

生 年 月 日	男 子	女 子
昭和28年4月1日までに生れた者	60歳	60歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生れた者	61歳	60歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までに生れた者	62歳	60歳
昭和32年4月2日から昭和33年4月1日までに生れた者	63歳	60歳
昭和33年4月2日から昭和34年4月1日までに生れた者	63歳	61歳
昭和34年4月2日から昭和35年4月1日までに生れた者	64歳	61歳
昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までに生れた者	64歳	62歳
昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までに生れた者	65歳	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までに生れた者	65歳	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生れた者	65歳	64歳

別表12 代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

昭和2年4月1日までに生まれた者	1000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.954
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.854
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.762
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.662
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.569
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.469
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.377
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.978
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.890
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.802
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.722
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.642
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.562

## 附 則 の 附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格喪失に関する経過措置)

第2条 加入員が、施行日にその資格を喪失（施行日前日に当基金を脱退）したときは、この規約による改定後の大阪薬業厚生年金基金規約（以下次条において「新規約」という。）を適用する。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前に係る給付であって、施行日においてまだ支給、交付又は移換を行っていないものについては、なお従前の例による。

2 施行日の前日において退職年金の給付を受ける権利を有する者又は加入員期間10年以上の加入員であった者に施行日以降支給する給付については、この規約による改定前の大阪薬業厚生年金基金規約（以下本条及び次条において「旧規約」という。）による。

(支給停止に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において、旧規約により支給停止されている者については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者は、旧規約により退職年金の一部の支給を停止する。

(1) 施行日の前日現在加入員である退職年金の受給権者（前項に該当する者を除く。）が、第53条第1項第2号又は第3号に該当したとき

(2) 施行日の前日現在加入員の資格を喪失している退職年金の受給権者（退職年金の支給要件のうち年齢要件のみを満たしていない者を含む。）が、施行日以降再び加入員の資格を取得したとき。

(掛金に関する経過措置)

第5条 施行日前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。